

要望書

2026年4月1日

法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会

部会長 神作裕之 様

部会委員 各位

脱原発をめざす北電株主の会、脱原発東北電力株主の会
脱原発・東電株主運動、脱原発！中電株主といっしょにやろう会
北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会、脱原発へ！関電株主行動の会
脱原発へ！中電株主行動の会、未来を考える脱原発四電株主会、九電消費者株主の会

要望事項

1. 現行の株主提案権の制限につながる制度改正を行わないでください。特に、「議決権保有要件の見直し」を行わないでください。
2. 株主提案権の行使期限を現行より前倒しすることは行わないでください。
3. インターネット環境にない株主の権利を侵害しないでください。とりわけ、書面交付請求制度を廃止しないでください。
4. 株主総会前に議決を成立させる制度(事前の議決成立制度)を導入しないでください。
5. 法制審議会の透明性を高めるため、傍聴の機会の確保、インターネット中継の実施、議事録の迅速な公開を行ってください。
6. 個別株主通知制度について、インターネット環境にない株主に配慮しつつ、実効性あるデジタル化、提出書類の簡略化を進めてください。
7. 個別株主通知の有効期間を現行の4週間から6週間に延長してください。

要望理由

令和8年3月18日に取りまとめられた会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案は、株主総会の効率化を重視する一方で、株主、特に少数株主の権利および発言機会を大きく制約する内容を含んでいます。これらの見直しは、株式会社における基本原則である、株主による経営監督機能を弱体化させるおそれがあります。さらに、東京証券取引所が定めている「コーポレートガバナンス・コード」の原則に示されている【株主の権利の確保】や【株主総会における権利行使】を阻害する可能性があり、慎重な検討が不可欠です。

以下、懸念点を具体的に述べます。

1. 株主提案権の制限について

株主提案権は、単に議案の可決を目的とする制度ではなく、経営陣に対する問題提起や是正を促す重要なガバナンス手段です。実際に、株主提案としては否決されたものの、その後、会社の方針として採用された事例は多数存在します。具体的には役員報酬の個別開示、役員賞与の廃止、社外取締役の選任、顧問制度の廃止、一定の女性比率の確保などです。「過去たった1件しか賛成多数で可決されたことがない」と述べられていますが、実質的に採用されて、会社の経営方針となっているのですから、株主提案は会社にとっても株主にとっても利益となっています。

これに対し、A案の株主提案権の行使要件を「1%以上」に一本化した場合や、B案で1000個以上の大きな個数とした場合、個人株主が当該要件を満たすことは極めて困難となり、株主提案権の行使は事実上、機関投資家等に限定されることとなります。その結果、少数株主による監督機能や問題提起の機会が著しく損なわれます。

現行制度においても、提案数の制限や同一議案の再提案制限等により、濫用的な株主提案に対する一定の歯止めは既に設けられています。これ以上の制限は、必要性を欠くものと考えます。

2. 株主提案権の行使期限について

現行の行使期限(株主総会の8週間前)は、株主にとっても準備期間が限られる厳しい制度であるにもかかわらず、これをさらに前倒しすることは、株主が十分な情報に基づいて提案を行うことを困難にします。

特に、決算内容や経営状況が明らかでない段階で提案を行うことを強いられることになり、結果として、実態に即した建設的な株主提案が阻害されるおそれがあります。

3. 書面交付請求制度の維持について

デジタル化の推進は重要である一方で、すべての株主がインターネット環境を有しているわけではありません。特に長期保有の個人株主の中には、書面による情報提供を前提としている者も多数存在します。

書面交付請求制度を廃止することは、これらの株主を実質的に排除する結果となり、株主平等の原則に反するおそれがあります。制度の維持と適切な周知の徹底を強く求めます。

4. 株主総会前の議決成立制度について

株主総会前に事前の議決権行使により決議を成立させる制度は、株主総会当日の審議・質疑応答を意思決定から切り離すものであり、株主総会の実質的な意義を大きく損ないます。この制度の下では、

- ・株主の質問に対する説明が不十分であっても決議は覆らない
- ・株主による修正動議の提出が認められない

など、株主の権利行使が形式的なものにとどまることとなります。株主総会は、株主と経営陣が直接対話し、意思決定を行う場として大きな意義があり、このような制度は、特に少数株主の貴重な発言機会を奪うものです。

5. 法制審議会の透明性について

会社法制の見直しは、広く国民および株主に影響を及ぼす重要な政策決定です。しかしながら、現状では議論の過程を十分に把握することが困難です。傍聴の確保、インターネット中継の実施、議事録の迅速な公開等により、透明性の向上を図ることを求めます。

6. 個別株主通知制度の見直しについて

個別株主通知制度は、株券電子化に伴い導入された重要な制度であるにもかかわらず、現在も紙媒体中心の運用が続いており、実務上の負担が大きい状況にあります。デジタル化を進めることは必要ですが、その際にはインターネット環境にない株主への配慮を十分に行うことが不可欠です。また、現行の有効期間(4週間)は、郵便事情の変化(土日祝日の配達休止など)を踏まえると十分とはいえず、6週間程度への延長が必要と考えます。

以上のとおり、本中間試案に含まれる各種制度見直しは、効率性の向上を理由として、株主、とりわけ少数株主の権利および発言機会を過度に制限するおそれがあります。株式会社制度の根幹である、株主による経営監督機能を維持する観点から、これらの点について慎重な再検討を強く要望いたします。

以上